

テレビ番組等を活用した市政広報に関する連携協定

横浜市（以下「甲」という。）、株式会社ジェイコム湘南・神奈川（以下「乙」という。）及びJCOM株式会社（以下「丙」という。）は、次のとおり「テレビ番組等を活用した市政広報に関する連携協定」（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、丙が放送するJCOMチャンネルの番組等（以下「本番組」という。）を通じて、横浜のシティプロモーション推進、都市ブランド力の向上、市政理解及び横浜への好意・愛着の醸成を図ることを目的（以下「本目的」という。）とし、そのために必要な連携内容について定めるものとする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、本目的を達成するため、次の事項に連携して取り組むこととする。

- （1）市政広報に資する本番組の制作・放送
- （2）その他、本目的の達成に資する施策・取組の推進に関すること。

2 前項に定める事項の実施時期及び詳細な内容等については、甲乙丙別途協議の上、書面で合意することにより決定する。

（役割）

第3条 本連携の実施における、甲、乙及び丙の役割は以下のとおりとする。

（1）甲の役割

- ア 乙及び丙による本番組の制作等への協力
- イ 甲が管理運営する媒体を利用した本番組の広報・プロモーション
- ウ その他、上記に付随する必要な業務

（2）乙の役割

- ア 本番組の企画・調整及び甲と乙及び丙との連絡調整等全般
- イ その他、上記に付随する必要な業務

（3）丙の役割

- ア 本番組の企画・制作・撮影・放送等全般
- イ その他、上記に付随する必要な業務

（費用負担）

第4条 本番組の企画・制作・撮影・放送等は、丙の費用負担で行うものとし、甲は本番組へ出演その他の協力を行うに当たって、その対価や報酬を乙又は丙に要求しないものとする。その他、第2条に定める連携事項の実施に当たって生じた費用の負担については、甲乙丙協議の上で決定する。

（秘密の保持）

第5条 甲、乙及び丙は、法令の定めがある場合を除き、事前に相手方の承諾を得ない限り、本協定の履行に伴い知り得た秘密を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(個人情報保護)

第6条 甲、乙及び丙は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報保護に関する法律、横浜市個人情報の保護に関する条例その他の関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(協定の変更及び廃止)

第7条 甲、乙及び丙のいずれかが本協定の変更又は廃止を相手方に申し出たときは、その都度協議の上、別途書面にて合意することにより、変更又は廃止することができる。
2 前項に定める申し出は、変更又は廃止を希望する日の1か月前までに、書面により行わなければならない。

(疑義等の決定等)

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定の解釈に関し疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が誠意を持って解決に当たるものとする。

(有効期間等)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。
2 前項に定める期間満了の1か月前までに、甲、乙及び丙のいずれかにより申し出がある場合には、全当事者の合意により、1年間更新できるものとし、以後も同様とする。
3 本協定が理由の如何を問わず効力を失った場合、各当事者は本協定に伴う一切の債権債務を負わないものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙が記名押印の上、1通ずつを保有する。

令和8年2月24日

甲 神奈川県横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市
横浜市長 山中 竹春

乙 神奈川県横浜市中区本町四丁目43番 A-PLACE
馬車道5F
株式会社ジェイコム湘南・神奈川
代表取締役社長 京 克樹

丙 東京都千代田区丸の内1-8-1
丸の内トラストタワーN館
JCOM株式会社
代表取締役社長 岩木 陽一